# 令和８年度第１回川口市緑化対策委員会議事概要

日　　時　　令和８年８月２０日（木）
（開会：午後２時１０分　　閉会：午後３時２０分）

会　　場　　第一本庁舎６階　６０１大会議室

出 席 者　　委　員　　◎阿部　伸太　　佐藤　留美　　寺山　樹生
五島　淳一　　稲垣　裕一　　宇田川　謙
小林　智津子　　桜木　淑惠　　水落　　誠
岩崎　悦夫　　杉﨑　智子　　佐藤　哲也
野崎　敦彦　　松島　早苗　　栗城　亮大
（◎会長）

幹　事　　技監兼都市計画部長　　佐藤　貴彦
都市計画部次長兼みどり課長　　青木　真吾
経済部次長兼農政課長　　佐藤　武弘
建設部公園課長　　都鳥　貴彦

傍聴者　　なし

開　　会

委員・幹事及び事務局職員の紹介

事 務 局　　本日の出席状況（委員 15 名全員出席）を報告
「川口市緑化対策委員会条例」に基づき本会議の成立について宣言

会長及び副会長の選出
会長　　阿部　伸太　委員
副会長　寺山　樹生　委員

会　　長　　挨　拶

副 会 長　　挨　拶

事 務 局　　配布資料の確認。会議録作成のため録音機の設置を報告し、会長に議事録署名委員の指名を依頼。

会　　長　　議事録署名委員として小林委員を指名。

事 務 局　　傍聴希望者なしの報告。条例の規定に基づき議事の進行を会長にお願いする。

議　　長　　「議題（１）報告事項①第２次緑の基本計画の改訂について」事務局に説明を求める。

事 務 局　　資料１に基づき、説明する。

議　　長　　緑の基本計画は、これまで市町村が主体的に運用してきた計画であるが、法改正により国及び県との関係性がより明確になった。昨年度の段階では、国・県の上位計画を踏まえ第３次基本計画の策定を検討していたところである。しかしながら、県の広域計画は現時点で改定中であるが、国の基本方針と現行計画の内容に大きな齟齬がないことなどから中間見直しとしたいとのことである。この方向性について、委員よりご指摘等いただきたい。

委　　員　　現行計画の当初では、令和７年度に計画見直しを行うこととしていたものを、国・県の上位計画策定等を受け令和９年度見直しへ繰り延べするとあるが、計画期間は繰り延べせず、当初計画期間のとおり令和 15 年度までのままということか。

事 務 局　　お見込みのとおりである。現在改定中の県広域計画の内容を注視しながら、中間見直しを進めてまいりたい。

議　　長　　他にないようなので続いて、「議題（１）報告事項②第２次緑の基本計画の進捗管理について」事務局に説明を求める。

事 務 局　　資料２に基づき、説明する。

議　　長　　今回の議題に対し、委員の皆様から事前に質問をいただいている。ここからは、質問の順に事務局から回答をしていく。

委　　員　　質問①（資料２　pp. 2, 6）
「川口農業ブランド制度の推進を積極的に支援し」とあるが、実際積極的に行っているのか。

事 務 局　　川口農業ブランドの推進にあたっては、川口農業ブランド推進協議会により、安行花植木まつりや並木元町公園花植木市等のイベントに出展し、川口農業ブランド認定農産物の紹介や宣伝などのＰＲを行うとともに、ウェブサイトにて情報発信を行っている。また、川口農業ブランド認定農産物の販売促進を目的とし、モール型ＥＣサイトによる販売経費の一部補助を行うなど、積極的に支援をしている。今後は、地産地消推進店との連携を視野に入れ、川口農業ブランドが活性化するための新たな支援策についても市として検討していく。

委　　員　　質問②（資料２　pp. 4, 14）
「令和２年度に樹木管理指針（街路樹編）、令和３年度に（公共施設編）を策定し、運用を開始している。」 とあるが、運用状況はどうか。

事 務 局　　樹木管理指針策定以降、指針の理念に基づいた管理や技術向上に努めている。毎年、樹木の管理に長けた教授を講師に迎え、街路、公園の樹木剪定講習会を開催し、自然樹形で管理する技術を市内業者に周知する機会を設けている。しかし、市民生活の安全確保や要望対応の関係から、いまだ現場での現状には課題が残されている。

街路樹については、一部東川口駅前のけやき通りにおいてグリーンインフラを活用した整備を行い、街路樹本来の姿を取り戻す取組を行っている。しかし、見通しの確保や落ち葉の抑制のため、強剪定をいまだに行わなければならない箇所があるのが現状である。また、公共施設においても、樹木の生長に伴う高密化により健全な育成が損なわれたり、落ち葉や越境枝による支障や苦情が多数発生したりしているため、強剪定を強いられているのが現状である。

今後は、これらの市民生活への影響や要望を適切にコントロールしつつ、いかにして指針が目指す健全な樹木環境に移行していけるかが大きな鍵となると考えている。

委　　員　　質問③（資料２ pp. 4, 5, 6, 8）

生け垣・植込地設置、屋上緑化等に対する補助金について、「補助利用者の拡大を図るために制度の見直しを検討している。」とあるが、具体的な検討の状況を教えてほしい。

事 務 局　　補助制度の利用が少ない原因を究明するため、設置にかかる実際の費用や、他自治体の補助内容、制度の利用実績及び相談後申請に至らなかった理由等の調査を実施した。今後、緑の基本計画の中間見直しに併せ、本市の緑化の方針にあった効果的で、より利用しやすい制度にするため、具体的な制度の見直しを行っていく。

委　　員　　質問④（資料２ p. 9）

特定生産緑地の現在の指定状況を教えてほしい。

事 務 局　　平成４年の当初指定から平成７年までに指定した生産緑地の 30 年経過時点での特定生産緑地への移行対象面積の合計は 110. 81ha、そのうち特定生産緑地に移行した面積の合計は 97. 75ha で移行率は約 88％となっている。特定生産緑地への指定後に 3. 88ha の解除があり、令和７年度都市計画変更時点での、特定生産緑地面積は 93. 87ha。生産緑地全体面積 104. 56ha に占める特定生産緑地の割合は約 90％となっている。

委　　員　　質問⑤（資料２ p. 11）

「農業経営の支援及び農地の利活用策について検討を行っていく。」とあるが、具体的な検討状況を教えてほしい。

事 務 局　　生産緑地は生産緑地法に基づき、農地等として管理することが義務付けられており、また、都市機能の一部として継続的に残していくためには、周辺住民からの理解を得られるよう、適正に維持管理することが必要であることから、管理不良等の生産緑地パトロールの実施及び所有者への指導を実施し

ている。指導の段階で複数回面談する中で、ご自身では改善策が思い当たらない、相談する相手や機会がないといった本人の意向を確認した場合や、農地として管理するための専門的見地からの助言が必要であると認められた場合、農業委員会の協力を仰ぎ、推進委員の現地立会いやご家族とともに助言を受けることができる場、営農改善や土地の交換やあっせん等の利活用について幅広く相談し、援助を受けられる場を設けられるよう調整している。

委　　員　　質問⑥（資料２ pp. 3, 4, 5, 7, 15, 16）

推進のための事業の中にボランティア団体の存在が散見され、ボランティア団体との連携や活用はこうした計画において肝要であるが、高齢化や人手不足を考えると限界がある。また、活動状況が分かりにくいと感じるため、活動内容や参加方法等をもっと分かりやすく発信する必要があると考える。若い世代との問題意識の共有のためには、様々な課題を実習教育に落とし込むなどし、学校との連携を図るのも一案ではないか。市として、人材や予算、更なる広報活動をどのように充実させていくと考えているのか。

事 務 局　　ボランティアの高齢化や人手不足が課題であることは認識しており、市ホームページで募集するほか、道路に看板を設置したり、イベント時にチラシを配布したりすること等によりボランティアを募集しているが、ボランティア数は年々減っている状況である。事業実施にはボランティアの存在は欠かすことができず、若い世代に関心をもってもらうことや、参加のきっかけを作ることは大切だと考えている。限られた予算の中で緑化の推進を図れるよう、ボランティア活動の状況や参加方法等を分かりやすく発信できるよう、その方法について検討していく。

委　　員　　質問⑦（資料２ pp. 10-11）

「②都市農地の活用の推進」の取組状況に「買取申出により生産緑地地区が減少している」とあり、市みどり課のホームページには、生産緑地地区の買取を申し出る要件として、「主たる従事者の死亡又は故障」と「指定から30 年経過後」の二つがあると記載があるが、川口市ではどちらの理由による買取申出が多いのか。

事 務 局　　「主たる従事者の死亡又は故障」の方が多くなっている。

参考として、平成４年の当初指定から令和８年７月 29 日時点までの買取申出件数は、合計 419 件で、その内訳は、主たる従事者の死亡又は故障は 332 件、指定から 30 年経過後が 87 件で、約８割が主たる従事者の死亡又は故障である。

委　　員　　質問⑧（資料２ pp. 10-11）

「②都市農地の活用の推進」の取組状況に「買取申出により生産緑地地区が減少していると」あり、市みどり課のホームページには、「買い取らない旨の通知がなされた後には農業従事者へのあっせんへと移行する」と記載があるが、農業従事者へのあっせんを通じた生産緑地の継続はどの程度おこなわれているのか。

事 務 局　　今までにあっせんが成立した実績はない。なお、あっせん希望は、令和４年度に１件あったが、不成立であった。

議　　長　　事務局からの回答について質問等はあるか。

委　　員　　質問①への回答に対する意見として、農業ブランドの販売促進のため経費の一部を補助しているとのことであるが、積極的とは言い難い印象である。また、質問②への回答に対する意見として、制限された予算の中、樹木管理について努力していることは理解できるが、画一的に見えるため、場所に応じて強弱を付け、安行を PR していく必要があるのではないかと考える。質問⑤への回答について、農業委員会の協力によって実際に改善された事例はあるのか。

議　　長　　委員より指摘のあった１点目と２点目のご意見については、改善していくために、今後の委員会で話に盛り込んでいくものとし、３点目について事務局に回答を求める。

事 務 局　　令和４年以降支援に取り組んでおり、実際に４件現場での立ち会いを依頼し、その中で１件、アドバイスにより農地バンクに登録し、借り手がつき、農地利用の継続につなげた事例がある。また、平成 30 年から法改正により生産緑地も貸借できるようになったため、貸借を利用し、６件営農を継続することができた。

委　　員　　ボランティア募集は一般市民に十分伝わっていない。ホームページだけでは届きにくいため、SNS の活用や学校との連携により、若い世代にも情報が届く仕組みを検討すべきと考える。

事 務 局　　SNS による情報発信を市が始めたところであり、今後活用の余地がある。学校との連携は調整が必要であるが、関係部署と相談し、実施可能な方法を検討したい。

議　　長　　今後、それぞれの立場で、どんなことができるかアイデアを出してほしいと思う。
　樹木管理の件で何かあるか。

委　　員　　自然樹形を生かす管理には技術と費用が必要である。現場では予算制約と住民要望への対応から、やむを得ず画一的な管理となる場合がある。技術の評価、予算の確保、市民理解の醸成を一体的に進める必要がある。

議　　長　　今後の見直しで具体化すべき論点が示された。今後の施策展開につなげていってほしい。
　他に意見等はあるか。

委　　員　　先ほどボランティアの話があったが、非常に積極的な学生が多いため、市内の大学に働きかけるとよいと思う。

委　　員　　ボランティアの新しい仕組みを作っていく必要があると思う。

議　　長　　今後、それぞれの専門性、市民の視点で議論していきたい。
続いて、「議題（２）その他について」事務局に説明を求める。

事 務 局　　本事業は、令和６年度から施行された森林環境譲与税を原資として、長野県立科町の森林整備費の一部を川口市が支援し、森林整備による二酸化炭素吸収量を川口市内の排出量から相殺する取組である。事業協定の締結及び森林整備への支援はみどり課、二酸化炭素排出量の相殺に関する事務手続きは環境総務課が担当している。
令和６年度から協定を締結し、立科町有林 651ha を「かわぐち・たてしなの森」と名付け、複数年にわたり森林整備を実施している。令和６年度は 22.84ha の下草刈り及び保育間伐に対して 300 万円を支援し、89.2t の二酸化炭素排出量の相殺が認定された。令和７年度は 39.21ha の皆伐、下草刈り等に対して 400 万円を支援し、相殺量は今後認定される予定である。
また、県道 40 号線、通称ビーナスライン沿いに「かわぐち・たてしなの森」の看板を設置した。
令和８年度は 52.88ha について、皆伐、植栽、下草刈り等の森林整備を実施する予定である。

議　　長　　このような取組を、より多くの市民に知ってもらうと同時に、その環境を享受できるような方法を考えていくことが必要である。他の自治体でも様々な事例があるため、まずは計画に一文入れ、その後具体性を持たせ事業を展開していけばいいと考える。

委　　員　　緑化や二酸化炭素吸収に関する取組は、計画書の中でも分かりやすく示すべきである。本文だけでなく、コラム等も活用し、市民に伝わる表現とすることが望ましい。

委　　員　　単に資金を支援するだけではなく、自治体連携の観点も含め、周知方法を工夫すると良いのではないか。

事 務 局　　関係部署と連携し、今後の計画見直しや事業周知の中で、具体的な発信方法を整理する。

議　　長　　計画見直しに向け、専門的知見に加え、市民目線、教育、産業、景観等の多様な観点から意見が示された。次回以降は、これらを具体的な施策や記載方法に落とし込み、議論を深めることが必要である。
以上をもってすべての議題について終了とする。

閉　　会

以上